

障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月二十六日

内閣總理大臣 小泉純一郎

政令第三百十九号

障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(障害者自立支援法施行令の一部改正)

第一条 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び高額障害福祉サービス費」を「高額障害福祉サービス費 特定障害者特別給付費 及び特例特定障害者特別給付費」に、「高額障害福祉サービス費の支給(第十九条第一項)」を

「高額障害福祉サービス費 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給(第十九

条第一項)」に、「指定障害福祉サービス事業者(第二十二条第一項)」を「指定障害福祉

社サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定相談支援事業者(第二十二条第一項)」を

「第三節 自立支援医療費の支給(第二十七条第一項)」を「第三節 自立支援医療費、療

養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給(第二十七条第一項)」に、「第三章 費用(第

四十四条第一項)」を「第四章 費用(第四十四条第一項)」に、「第四章」を「第五

章」に、「第五章」を「第六章」に改める。

(第二章第一節の節名を次のように改める。)

第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、高額障害福祉

サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給(第二十九条第一項)

並びに附則第十二条及び第十三条第二項を除き、以下同じ」を加え、同項第二号中「第三十五条第一項

第一項において「以下」に改め、同条第二項中「第二十条第一項第一号において」を「以

下」に改め、同条第三項中「第二十九条第二項において」を「以下」に改める。

(第二章第二節第四款の款名を次のように改める。)

第四款 高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付

費の支給

第十九条第一項中「法附則第八条第一項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。」を削り、同条第二項中「法附則第八条第一項の規定により支給する給付を含む。次条において

を「以下」に改める。

(第二十条第一項第三号を次のように改める。)

三 同一の世帯に属する児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者(支給決定障害者等及びその配偶者である当該施設給付決定保護者

者が第十七条第三項の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの者とする。)が同一の月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援に係る同条第二項の規定により算定された障害見施設給付費の合計額に九十分の百(同法第二十四条の五の規定が適用される場合にあっては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において都道府県が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該指定施設支援につき支給された額

第二十二条第一項第四号を削り、同条第三項中「支給決定障害者利用者負担合算額」を「支給決定障害者等利用者負担合算額」に改める。

第二章第二节第四款中第二十二条の次に次の四条を加える。

(特定障害者特別給付費の支給)

第二十二条第一項に規定する政令で定める障害福祉サービスは、法第五条第十

一項に規定する施設入所支援とする。

一項に規定する施設入所支援とする。

二十一條の三 特定障害者特別給付費は、指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ)における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(以下この条において「食費等の基準費用額」という。)を

いう。から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに特定障害者(同項に規定する特定障害者をいう。第三項において同じ。)の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労

働大臣が定める方法により算定する額(以下この条において「食費等の負担限度額」という。)を控除して得た額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とする。

厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方

法を定めた後に、指定障害者支援施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他

の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

2 第二項の規定にかかるわらず、特定障害者が指定障害者支援施設等に対し、食事の提供及び居

住に要する費用として、食費等の基準費用額(法第三十四条第二項において準用する法第二十九条

第六項の規定により特定障害者特別給付費の支給があつたものとみなされた特定障害者にあつては、食費等の負担限度額)を超える金額を支払った場合には、特定障害者特別給付費を支給しない。

3 第二項の規定にかかるわらず、特定障害者が指定障害者支援施設等に対し、食事の提供及び居

住に要する費用として、食費等の基準費用額(法第三十四条第二項において準用する法第二十九条

第六項の規定により特定障害者特別給付費の支給があつたものとみなされた特定障害者にあつては、食費等の負担限度額)を超える金額を支払った場合には、特定障害者特別給付費を支給しない。

(特定障害者特別給付費の支給に関する読み替え)

第二十二条第一項 法第三十四条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替える字句
第二十二条第一項	読み替える字句
指定障害福祉サービス等を受けようとする支給決定障害者等	特定入所サービス(第三十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。以下この条において同じ。)を受けようとする支給決定障害者等
指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみ園(以下「指定障害者支援施設等」という。)	指定障害者支援施設等をいう。以下この条において同じ。)
当該指定障害福祉サービス等	当該特定入所サービス

二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
三 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）
四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）
五 医療法（昭和二十三年法律第一百五号）
六 薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）
七 薬剤師法（昭和三十五年法律第一百四十六号）
八 第二十三条の見出しを「指定障害福祉サービス事業者に係る法第三十六条第三項第八号の政令で定める使用人」に改める。

法の規定中読み替える規定		読み替える字句	読み替える字句
第三十六条第三項		第一項の申請	読み替える字句
第三十六条第三項第一号	第十号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第二号から第十一号まで）	第十号	第三十八条第一項の指定障害者支援施設に係る第二十九条第一項の指定の申請
第三十六条第三項第二号	第四十三条规定	第四十四条第一項	第三十九条第一項の指定の申請
第三十六条第三項第六号	指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第四十四条第二項	第三十九条第一項の指定の申請
第三十六条第三項第十号	障害福祉サービス事業	障害者支援施設	第三十九条第一項の指定の申請
第三十六条第三項第六号	サービス事業所	障害者支援施設	第三十九条第一項の指定の申請
第三十六条第三項第十号	第四号から前号まで	第五号から第七号まで及び前号	第三十九条第一項の指定の申請
第三十八条规定	（指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用者）	（指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用者）	（指定障害者支援施設に係る法第三十六条第三項第六号の政令で定める使用者）
第三十八条第二項	（指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読み替え）	（指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読み替え）	（指定障害者支援施設の指定の変更の申請に関する読み替え）
第三十九条第二項	第三十九条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第三十九条第二項の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。	第三十九条第二項の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。
第三十八条第二項	前項	読み替える字句	読み替える字句
第三十九条第一項	第三十九条第一項の指定の申請	第三十九条第一項の指定の申請	第三十九条第一項の指定の申請
第三十九条第一項	第三十九条第一項の指定の申請	第三十九条第一項の指定の申請	第三十九条第一項の指定の申請

3 第二十八条第三項において準用する第三十六条第三項第六号

第二十八条第三項において準用する第三十六条第三項第九号

第二十八条第三項において準用する第三十六条第三項第十号

指定相談支援事業者の指定の更次の表のとおりとする。

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二 法第四十八条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十八条第一項	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設等の設置者
第四十八条第二項	前項	次項において準用する前項
（指定相談支援事業者の報告等に関する読み替え）		
第二十五条の三 法第四十八条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		

(指定相談支援事業者の報告等に関する読み替え)
第一十五条の三 法第四十八条第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第二十六条中「法第五十条第一項第九号」を「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者に係る法第五十条第一項第九号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第五号中「知的障害者福祉法」の下に「昭和三十五年法律第三十七号」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者のうち療養介護を提供するものに係る法第五十条第一項第九号の政令で定める法律は、次とのおりとする。

三	医師法
四	保健師助産師看護師法
五	医療法
六	薬事法
七	薬剤師法

(指定障害者支援施設の指
第一 chapter 第二節 第五款 中 第一

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条第一項第一号	指定障害福祉サービス事業者	指定障害者支援施設の設置者
号 第三十六条第三項第四号、第五十 六号又は第十一号、第五	第三十八条第三項において準用する第三十六条第三項第五号又は第六号	

第五十条第一項第一号	第五十条第一項第三号	第五十条第一項第四号	第五十条第一項第五号	第五十条第一項第六号	第四十三条第二項	第四十三条第一項	第四十四条第一項
指定障害福祉サービス事業者	サービス事業所	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設	指定障害者支援施設の設置者
指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等に関する読み替え	第五十条第一項第七号	第五十条第一項第八号から第十号まで	第五十条第一項第七号	第五十条第一項第八号から第十号まで	第四十八条第一項	第四十八条第三項	第四十四条第二項
法の規定中読み替える規定	第五十条第二項	第五十条第一項第八号から第十号まで	第五十条第一項第七号	第五十条第一項第八号から第十号まで	第五十条第一項	第五十条第一項	第四十四条第一項
法の規定中読み替える規定	第五十条第一項	第五十条第一項第八号から第十号まで	第五十条第一項第七号	第五十条第一項第八号から第十号まで	第五十条第一項	第五十条第一項	第四十四条第一項
第五十条第一項第一号	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第一号
第五十条第一項第三号	第四十三条第一項	第四十三条第一項	第四十三条第一項	第四十三条第一項	第四十五条第一項	第四十五条第一項	第四十五条第一項
指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準	サービス事業所	相談支援事業所	相談支援事業所	相談支援事業所	指定相談支援の事業の運営に関する基準	指定相談支援の事業の運営に関する基準	指定相談支援の事業の運営に関する基準
指定障害福祉サービス	第五十条第一項第四号	第五十条第一項第三号	第五十条第一項第一号	第五十条第一項第一号	第四十五条第二項	第四十五条第一項	第四十五条第一項

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額)
第四十二条の四 法第七十条第一項又は第七十

第四十二条の四 法第七十条第一項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号ただし書の当該支給決定障害者の家計に与える影響その他の事情をしんじて政令で定める額（次項及び附則第十三条の二において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる者に相当する支給決定障害者（法第七十条第一項又は第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十三条の二において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

三	二	一
第十七条第一項第一号に掲げる者	四万二百円	
第十七条第一項第二号に掲げる者	二万四千六百円	
第十七条第一項第三号に掲げる者	一万五千円	

2 次 四 第十七条第一項第四号に掲げる者零得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る支給料定障害者二十歳未満の者に限る。

以下この項において同じ。)の指定療養介護医療等(指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)から受けた当該指定に係る療養介護医療(次項において「指定療養介護医療」という。)又は基準該当事業所(法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。)若しくは基準該当施設(同号ロに規定する基準該当施設をいう。)から受けた基準該当療養介護医療(法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。)大項目と同一のものとする。以て同上。)に係る負担(二段目二段目負担、前段つづきにて)。

者との所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「零以上四万二千円」とあるのは「零以上四万二千円」以下の範囲内で支給決定料金を算出するものと解する。」

生労省令で定めるところにより算定した額」とする。
一 支給決定障害者が同一の月に受けた療養介護に係る法第二十九条第三項の規定により算定さ

額に九十分の一百（法第三十一条の規定による市町村が定める特例介護給付費の額の合計額）を乗じて算出する。この場合、二百の百を市町村特例割合とする。

二 支給決定障害者が同一の月に受けた法第七十一条第二項又は第七十七条第一項各号に該する場合に応じ、それらが当該各号に定める額を越える場合は当該額とする。」

る法第五十九条第三項第一号に規定する指定病院・介護医療等に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応

されどそれらは該名号に定める額を越える場合は(当該額とする)並に之に支給決定障害者が同一の月に受けた指定療養介護医療等による健康保険法第八十五条第一項に規定する食事療養標準負担額及び同法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額の合計額

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

3 法第七十一条の規定による第七十一条の第一項において準用する法第五十八条の第三項の規定において令政で定めるところにより算定した額は、支給決定申請者者が同一の月に受けた指定療養介護医療につき健めることによる算定した額は、

康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額及び基準該当療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額を合計し

て得た額から第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（前項の規定が適用される場合にあっては、同項に定める額）を控除して得た額にそれぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

第二章に次の二節を加える。

第四節 捕装具費の支給

(補装具費の支給に係る政令で定める者等)
第四十三条の二 法第七十六条第一項に依る者等は、同項の申請に係る章書き等つ

2 属する世帯の他の世帯員とする。

他の世帯員のうちいづれかの者について、補装具の購入又は修理のあつた月の属する年度（補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの間にあつては、「前年度」）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額が五十万円である」ととする。

法第七十六条第一項の申請に係る障害者が、その属する世帯の他の世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族及び被扶養者に該当しないときは、前二項並びに次条第一号及び第三号の規定の適用（同条第一号及び第三号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、当該障害者の属する世帯の他の世帯員を、当該障害者の属する世帯の他の世帯員である当該障害者の配偶者のみであるものとができる。

(補装具費に係る貸付上障害額)
第四十三条の三 法第七十六条第二項ただし書に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等(同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円
市町村民税世帯非課税者(補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と

同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあつた月の属する年度（補装具の購入又は修理のあつた月が四月から六月までの場合には、前年度）¹⁾ 分の地方税法の規定による

市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く）

く。)である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。次号において同じ。又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具

購入若しくは修理のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象者等第一号及び第四号ニ掲げる者を除く。)

三
一万四千六百円

前年 補装具の購入又は修理のあつた月が一月から六月までの場合は、前年と同様に、
以下二の号に依て司る。中の公内手金等の又へ金員、補装具の舊に占へば多めに引ひつゝ月

の属する年の前年の合所得金額及び当該補助器具の購入若しくは修理のあつた月の属する年の合所得金額をもとにして、該等の合計額を三ヶ月割勘することとする。

絶対象徴者等と同一の仕事に専する者が該器具の購入若しくは修理のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における該補装具費支給額

四 象障害者等(次号に掲げる者を除く) 一万五千円
補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が、

補装具の購入又は修理のあつた月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費又は対象障害者等零

第四十四条第三項中「介護給付費等及び高額障害福祉サービス費の区分」を「障害福祉サービス費等（法第九十二条第一号に規定する障害福祉サービス費等をいう。）の区分」に改め、同項第一号号に規定する外出介護をいう。以下同じ。」を「介護給付費等（居宅介護、行動援護及び外出介護（法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護をいう。以下同じ。）」を「介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であつて、その介護の必要な程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービス）に、「介護給付費若しくは特例介護給付費について障害者若しくは障害児の障害の種類及び程度」を「介護給付費等について障害者等等を受けて了障害者等）に、「介護給付費若しくは特例介護給付費の」を「介護給付費等の」に改め、同項第二号中「及び高額障害福祉サービス費」を「高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費」に改め、同項に次の一号を加える。

三 サービス利用計画作成費 障害福祉サービスを受けた障害者等（施設入所支援を受けた者その他厚生労働大臣が定める者を除く。）の人数を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額又は当該サービス利用計画作成費の支給に要した費用（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）のいずれか低い額

第四十五条の二 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村に対しても補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

2 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に對して補助する同項第一号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

（市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助）

第四十五条の三 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村に對して補助する同項第一号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審査会に委託している場合にあつては、当該委託に係る費用を含む。）の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額とする。

第五十一条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第二章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加え
る。

第三章 障害者支援施設

第四十三条の四 市町村は、その設置した障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
2 市町村長（特別区の区長を含む。）は、当該市町村において、その設置した障害者支援施設の名称若しくは所在地を変更し、又は当該施設の建物、設備若しくは事業内容に重大な変更を加えたときは、速やかに、都道府県知事に報告しなければならない。

(高額障害福祉サービス費の支給要件及び支給額等の経過措置)

第十一条の三 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十条第一項第一号中「第二十九条第三項」とあるのは、「第二十九条第三項又は法附則第二十二条第二項若しくは第二十二条第四項」とする。

(特定入所サービスの経過措置)

第十二条の四 平成十八年十月一日から法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十二条第一項第一号中「施設入所支援」とあるのは、「施設入所支援又は法附則第二十条に規定する旧法施設支援」とする。

附則第十三条の次に次の二条を加える。

(指定療養介護医療等に係る負担上限月額の経過措置)

第十三条の二 平成十八年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間、第四十二条の四第一項第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者(二十歳未満の者を除く。)であつて、その所有する現金、預貯金等及び郵便貯金の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するものの指定療養介護医療等に係る負担上限月額は、同条の規定にかかわらず、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で支給決定障害者の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第一条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「法」という。第六条の二第二項)を「(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第六条の二第二項」に改める。

第二十二条中「第二十二条の九の四第三項」を「第二十二条の三第三項」に改める。

第二十三条中「第二十二条の九第六項」を「第二十二条第六項」に改める。

第二十三条の二中「第二十二条の九の六」を「第二十二条の五」に改める。

第二十六条第一項中「第二十二条の二十五第五項」を「第二十二条の六」に、「同法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護」を「同条第九項に規定する重度障害者等包括支援」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十二条の二十五第一項」を「第二十二条の六」に改める。

第二十七条の二 法第二十四条の二第三項に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしんじて政令で定める額(第五十条の六において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者(法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第二十七条の三 第二十七条の二の十一号を加える。

第二十七条の二 法第二十四条の二第三項に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしんじて政令で定める額(第五十条の六において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる施設給付決定保護者(法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第二十七条の二 法第二十四条の二第三項に規定する当該施設給付決定保護者と同一の世帯に

属する者(施設給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)及びその配偶者が障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。)が指定施設支援(法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)のあつた月の属する年度(指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第一百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八條の規定によつて課する所得割を除

く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該施設給付決定保護者をいう。次号において同じ。)又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者(次号及び第四号に掲げる者を除く。)二万四千六百円。

三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定施設支援のあつた月の属する年の前年(指定施設支援のあつた月が一月から六までの場合は、前々年とする。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)、当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする)及び当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定施設支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。)一万五千円。

四 施設給付決定保護者及び当該施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定施設支援のあつた月において、生活保護法第六条第一項に規定する被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該施設給付決定保護者零法第二十四条の二第三項に規定する百分の九十に相当する額を超える百分の百に相当する額以下の範囲内において政令で定める額は、施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援に係る同条第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額の合計額に九十分の百(法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下)の範囲内において都道府県が定めた割合(以下「都道府県特例割合」という。)で除して得た割合)を乗じて得た額から前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

第二十七条の三 施設給付決定保護者が法第二十四条の三第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときは、当該施設給付決定を取り消すことができる。

第二十七条の四 高額障害児施設給付費は、次に掲げる額を合算した額(以下「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害児施設給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児施設給付費算定基準額を控除して得た額に施設給付決定保護者按分率(施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる額を合算した額(以下「施設給付決定保護者利用者負担世帯合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で除して得た率)を乗じて得た額とする。

同一の世帯に属する施設給付決定保護者(施設給付決定保護者である支給決定障害者等及びその配偶者が障害者自立支援法第十七条第三項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの者とする。)が同一の月に受けた指定施設支援に係る法第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額の合計額に九十分の百(法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該指定施設支援につき支給された障害児施設給付費の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する支給決定障害者等（施設給付決定保護者及びその配偶者である支給決定障害者等が障害者自立支援法施行令第十七条第三項の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの人とする。次号において同じ。）が同一の月に受けた障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に係る同法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付費の額並びに同法第三十条第二項の規定により市町村が定める特例介護給付費及び特例訓練等給付費の額の合計額に九十分の百（同法第三十一条の規定が適用される場合にあっては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等（同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。）の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害児の保護者を除く。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十二条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあっては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあっては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超える百分の百をこの号において同じ。）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費及び同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

施設給付決定保護者が、次条第一号から第四号までに掲げる者であつて、前項第三号に掲げる額が同条第二号から第四号までに定める額を超えるときは、同項第三号に掲げる額は同条第二号から第四号までに定める額とする。この場合において、施設給付決定保護者利用者負担合算額の合算の対象とする同項第三号に掲げる額は、同条第一号から第四号までに定める額に厚生労働省令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。施設給付決定保護者が、第二十七条の二第二項第三号に掲げる者であつて、当該施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る施設給付決定保護者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額が、第一項の規定により当該施設給付決定保護者に対して支給されるべき高額障害児施設給付費の額を超えるときは、当該施設給付決定保護者に支給される高額障害児施設給付費の額は、同項の規定にかかわらず、当該施設給付決定保護者利用者負担合算額から同号に定める額を控除して得た額とする。

高額障害児施設給付費の支給に関する手続に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。第二十七条の五、前条第一項の高額障害児施設給付費算定基準額（第五十条の六において「高額障害児施設給付費算定基準額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十七条の二第一項第一号に掲げる者
二 第二十七条の二第一項第一号及び第三号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。）二万四千六百円
三 第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であつて、その届する世帯に係る利用者負担世帯合算額が二万四千六百円未満であるもののうち、施設給付決定保護者利用者負担合算額が一万五千円以上あるもの
四 第二十七条の二第一項第四号に掲げる者

等

第二十七条の六 特定入所障害児食費等給付費は、指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（以下この条において「食費等の基準費用額」という。）から、平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに施設給付決定保護者（法第二十四条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。第三項において同じ。）の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法により算定した額（以下この条において「食費等の負担限度額」という。）を控除して得た額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。

厚生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定知的障害児施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

第一項の規定にかかわらず、施設給付決定保護者が指定知的障害児施設等に対し、食事の提供及び居住に要する費用として、食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第四十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費の支給があつたものとみなされた施設給付決定保護者にあつては、食費等の負担限度額）を超える金額を支払った場合には、特定入所障害児食費等給付費を支給しない。

厚生労働大臣は、前項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第二十七条の七 法第二十四条の七第二項の規定による技術的読み替え	法の規定中読み替える規定
第二十四条の三第七項	第二十四条の三第八項
第二十四条の三第九項	第二十四条の三第十項
第二十四条の三第十一項	第二十四条の三第十二項
前項	前項

第二十四条の三第十一項	前項	施設給付決定保護者 読み替える字句	施設給付決定保護者 読み替える字句
第二十四条の三第十二項	前項	当該指定施設支援に要した費 用（特定費用を除く。）	当該指定施設支援に要した費 用（特定費用を除く。）
第二十四条の三第十三項	前項	施設給付決定保護者（第二十四条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において同じ。）における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用	施設給付決定保護者（第二十四条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において同じ。）における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用
第二十四条の三第十四項	前項	当該指定施設支援に要した費用及び居住に要した費用	当該指定施設支援に要した費用及び居住に要した費用

第二十七条の八 指定知的障害児施設等に係る法第二十四条の九第二項第五号（法第二十四条の九第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号） 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号） 三 社会福祉法（昭和三十八年法律第二百三十二号） 四 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十二号） 五 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十一年法律第二十号） 六 介護保険法 七 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号） 八 障害者自立支援法
--

前項に掲げるもののほか、指定知的障害児施設等のうち障害児施設医療（法第二十四条の二十一項に規定する障害児施設医療をいう。以下同じ。）を提供するものに係る法第二十四条の九第一項第五号（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

五 薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十五号）

六 薬事法（昭和三十五年法律第二百四十六号）

第二十七条の九 法第二十四条の十第四項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句
第二十四条の九第一項	読み替える字句
第二十四条の九第一項第十号	読み替える字句
第二十七条の十 指定知的障害児施設等に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。	読み替えられる字句

第二十七条の十 指定知的障害児施設等に係る法第二十四条の十七第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉法

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

三 社会福祉法

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

五 老人福祉法

六 社会福祉士及び介護福祉士法

七 介護保険法

八 精神保健福祉士法

九 発達障害者支援法（平成十六年法律第二百六十七号）

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 医師法

三 歯科医師法

四 保健師助産師看護師法

五 医療法

六 薬剤師法

第二十七条の十一 法第二十四条の二十第二項第一号ただし書に規定する当該施設給付決定保護者の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項及び第五十条の八において「障害児施設医療負担上限額」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十七条の二第一項第一号に掲げる者 四万二百円

二 第二十七条の二第一項第一号に掲げる者 二万四千六百円

三 第二十七条の二第一項第三号に掲げる者 一万五千円

四 第二十七条の二第一項第四号に掲げる者 等

次に掲げる額の合計額が当計における一人当たりの平均的な支出額として施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額を上回る施設給付決定保護者（支給決定保護者の障害児が指定知的の障害児施設等に通う場合を除く。以下この条において同じ。）の障害児施設医療負担上限額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号中「四万二百円」とあるのは「零以上四万二百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

一 施設給付決定保護者が同一の月に受けた指定施設支援（障害児施設医療を行うものに限る。）に係る法第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額の合計額に九十分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額（第二十七条の二第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）

二 施設給付決定保護者が同一の月に受けた法第二十四条の二十第二項第一号に規定する障害児施設医療に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の十に相当する額（前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超える場合は当該額とする。）及び施設給付決定保護者が同一の月に受けた障害児施設医療に係る健康保険法第八十五条第一項に規定する食事療養標準負担額の合計額

三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

法第二十四条の二十第二項第一号に記載する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額は、施設給付決定に係る障害児が同一の月に受けた障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の合計額から第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める額）を控除して得た額とする。

第二十七条の十二 法第二十四条の二十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。

健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、訪問看護療養費、移送費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	受け受けることができる給付
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、訪問看護療養費、移送費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	受け受けることができる給付
被扶養者扶助法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、訪問看護療養費、移送費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費	受け受けることができる給付

前項に定めるもののか、法第六十三条の二の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができる」とされた者(以下「加齢児」という)が生活療養(健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。)に係る障害児施設給付費を受ける場合における法第六十三条の三の二第三項の規定による読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定

読み替えられる字句

第二十四条の二十第二項第一号

読み替える字句

第五十条の三 加齢児に係る第二十七条の十一の規定の適用については、同条第二項中「通う場合を除く」とあるのは「通う場合を除き、加齢児(法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができます)とされた者をいう。」にあつては、「二十歳未満の者に限る」とする。

加齢児に係る障害児施設療養費の支給に関する法第二十四条の二十二の政令で定める給付及び同条の政令で定める限度は、第二十七条の十二の表中「保険外併用療養費」とあるのは「入院時生活療養費・保険外併用療養費」と、「國家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は条例による場合を含む。)の規定による家族療養費」とあるのは「国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は条例による場合を含む。)の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費・療養費、訪問看護療養費、移送費・家族療養費」として同条の規定を適用するほか、次の表の上欄に掲げる給付及び下欄に掲げる限度とする。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第百四十三号)の規定による療養補償	八十歳以上未満の者に係る障害児施設給付費
老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療並びに人間事務療養費、入院時食事療養費、保険外併用療養費、医療費	八十歳以上未満の者に係る障害児施設給付費
介護保険法の規定による介護給付、予防給付及び市町村特別給付	八十歳以上未満の者に係る障害児施設給付費
第五十条の四 障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に申請された同法附則第二十六条の規定による改正前の法第二十二条の六第一項の規定による補装具の交付若しくは修理又は購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例による。	八十歳以上未満の者に係る障害児施設給付費
第五十条の五 障害者自立支援法附則第三十二条の規定により法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた障害者自立支援法附則第二十六条の規定による改正前の法第四十二条に規定する知的障害児施設、法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、障害者自立支援法附則第二十六条の規定による改正前の法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設に係る次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者については、適用しない。	八十歳以上未満の者に係る障害児施設給付費
一 法第二十四条の九第二項第四号及び第五号(法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)並びに法第二十四条の十七第一号(法第二十四条の九第二項第四号又は第五号に係る場合に限る。)平成十八年十月一日前にした行為により同項第四号又は第五号に規定する刑に処せられた者	八十歳以上未満の者に係る障害児施設給付費
二 法第二十四条の十七第九号 平成十八年十月一日前にこの号に掲げる規定に規定する違反をした者	八十歳以上未満の者に係る障害児施設給付費

第五十条の六 平成二十一年三月三十一日までの間、第二十七条の二第一項第二号又は第二号に掲げる者のうち、指定知的障害児施設等に入所する加齢児(二十歳未満の者及び指定知的障害児施設等に通う者を除く。)であつて、その所有する現金・預貯金等(所得税法施行令(昭和四十年政令第十九六号)第三十一条第一号に規定する預貯金等をいう。)及び郵便貯金(所得税法第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。)の合計額が少額であることその他の厚生労働省令で定める要件に該当するもの(第五十条の人において「减免対象加齢児」という。)の障害児施設給付費に係る負担上限月額及び高額障害児施設給付費算定基準額は、第二十七条の二及び第二十七条の五の規定にかかわらず、第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の五第二号中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」と、同項第三号及び同項第三号中「一万五千円」とあるのは「零以上一万五千円以下の範囲内で加齢児の所得の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする。

第五十条の七 平成十八年十月一日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第二十七条の四第一項第一号中「第二十九条第三項」とあるのは、「第二十九条第三項、同法附則第二十一條第二項又は同法附則第二十二条第四項」とする。

第五十条の八 平成二十一年三月三十一日までの間、减免対象加齢児の障害児施設療養費負担上限月額は、第二十七条の十一の規定にかかるは、「零以上二万四千六百円」とあるのは、「第二十九条第三項、同法附則第二十一條第二項又は同法附則第二十二条第四項」とする。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条 制除

第二条 中「法第九条第五項」を「身体障害者福祉法(以下「法」という。)第九条第六項」に改めること。

第九条第二項中「法第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第十八条第三項の規定により入所措置が採られて身体障害者療養施設」を「法第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百一十三号)第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等(同法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下この条において同じ。)の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設(第四項において「障害者支援施設」という。)に改め、同条第四項中「法第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第十八条第三項の規定により入所措置が採られて身体障害者療養施設」を「法第十八条第二項の規定により介護給付費等の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は障害者支援施設」に改める。

第十三条から第十七条までを次のように改める。

第十三条から第十七条まで 削除

第十七条の二から第十七条の六までを削る。

第十八条中「又は同法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護」を「同条第三項に規定する重度訪問介護又は同法附則第八条第一項に規定する重度障害者等包括支援」に改める。

第十九条を次のように改める。

(生活介護等に関する措置の基準)

第十九条 法第十八条第一項に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援(以下この条において「生活介護等」という。)の措置は、当該身体障

害者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。

第二十条 第一項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に、「更生援護の」を「社会参加の支援の」に改める。

第二十一条 中「施設受給者証及び身体障害者更生援護施設」を「及び身体障害者社会参加支援施設」に改める。

第三十条 第一項中「第三十五条第四号」を「第三十五条第三号」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条第二項中「第十八条第一項、第三項及び第四項」を「第十八条」に、「第三十八条第四項」を「第三十八条第一項」に改め、同条第二号から第五号までを削り、同条第六号中「第四号又は」を「第三号又は」に改め、同号を同条第二号とする。

第三十一条 第一項中「第三十三条まで」を次のように改める。

第三十一条から第三十三条まで 削除

第三十四条 第一項中「第四十三条の二第一項」を「第四十三条の二」に改める。

第三十五条 第一項及び第三項を次のように改める。

1 身体障害者手帳の交付に関する過渡措置
2 障害者自立支援法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に申請された同法附則第三十五条の規定による改正前の法第十一条第一項の規定による補装具の交付若しくは修理又は購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例による。

3 身体障害者手帳の交付に関する過渡措置
障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第九条第二項中「障害者支援施設」という。に入所したとき及び生活保護法」とあるのは「障害者支援施設」という。若しくは同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」ととされた同項に規定する身体障害者更生援護施設に入所したとき及び生活保護法」と、同条第四項中「障害者支援施設に入所したとき及び生活保護法」とあるのは「障害者支援施設若しくは同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をできる」ととされた同項に規定する身体障害者更生援護施設に入所したとき及び生活保護法」とする。

第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

1 「精神保健指定医」の下に「(以下「指定医」という。)」を加え、同条の次に次の四条を加える。

2 指定医は、指定医証を破損し、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。

3 前二項の申請をしようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 指定医は、指定医証の再交付を受けた後、失つた指定医証を発見したときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

第二条の二の四 指定医は、法第十九条の二第一項の規定によりその指定を取り消され、又は同条第二項の規定によりその指定を取り消され若しくは職務の停止を命じられたときは、直ちにその住所地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に指定医証を返納しなければならない。

第二条の二の五 法第十九条第二項ただし書の規定による厚生労働大臣の認定を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第二条の二の四並びに第二条の二の五 を加える。

附則第三項から第七項までを削る。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第五条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三号)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条 中「法第九条第四項」を「知的障害者福祉法(以下「法」という。)第九条第五項」に改め、同条を同条第二号とする。

第三条 から第七条の六までを削る。

第八条 中「第十五条の三十二第一項」を「第十五条の四」に改め、「障害者自立支援法」の下に「平成十七年法律第百二十三号」を加え、「同法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護」を「同条第九項に規定する重度障害者等包括支援」に改め、同条を第一条とし、同条の次に次の二条を加え。

第三条から第七条の六までを削る。

第八条 中「第十五条の三十二第一項」を「第十五条の四」に改め、「障害者自立支援法」の下に「平成十七年法律第百二十三号」を加え、「同法附則第八条第一項第五号に規定する外出介護」を「同条第九項に規定する重度障害者等包括支援」に改め、同条を第一条とし、同条の次に次の二条を加え。

(生活介護等に関する措置の基準)

第三条 法第十五条の四に規定する措置のうち障害者自立支援法第五条第六項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援(以下この条において「生活介護等」という。)の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な生活介護等を提供することができる施設を選定して行うものとする。

第九条 及び第十条を削る。

第十二条 の見出し中「共同生活援助」を「共同生活介護等」に改め、同条中「第十五条の三十二第一項」を「第十五条の四」に、「共同生活援助の措置」を「障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助(以下この条において「共同生活介護等」という。)の措置」に、「共同生活援助を」を「共同生活介護等を」に、「共同生活援助の提供」を「共同生活介護等の提供」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(都道府県又は国の負担)

第五条 法第二十五条又は第二十六条の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、法第二十二条第二号又は第三号に掲げる法第十五条の四又は第十六条第一項第一号の行政措置に要する費用について、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第二十二条第二号又は第三号に掲げる費用(法第十五条の四又は第十六条第一項第一号の行政措置に要する費用に限る)の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする)を超えるときは、当該費用の額とする)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第二十七条の規定による徴収金の額を控除した額について行う。

第十二条 及び第十三条を削る。

第十四条 第一項中「第三十条第一項」を「第三十条」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第

二項中「第三十条第一項」を「第三十条」に改め、同条を第六条とする。

附則第二項から第六項まで並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第七十四条の四十九の四第一項中「第二十一条の三」を「第二十条」に、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条第二項中「第二十六条の二」を「第二十七条」に、「第二十七条第三項及び第五項」を「第二十八条第二項及び第四項」に、「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改める。

第百七十四条の四十九の八第一項中、「同法第十三条第一項」を「及び同法第十三条第一項」に改め、「並びに中核市が行う知的障害者相談支援事業に係る同法第二十一条の二の規定による質問等及び同法第二十二条の三の規定による制限又は停止の命令」及び「及び第三項」を削り、「同項中第一項を削り、同条第三項中「及び第六項」を削り、「同条第四項中「第一項」とあるのは」を「同項中「第一項」とあるのは」に改め、「同条第六項中「第二百五十二条の十九第一項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第一項」と」を削り、同項を同条第二項とする。

第七十四条の四十九の十二第一項中、「第二節第三款及び第五款並びに第三節」を「及び第三節、第七十八条第一項」に、「第七十九条第一項に規定する障害福祉サービス事業」を「第七十九条第一項各号に掲げる事業」に、「及び同法第八十二条」を「同法第八十二条第一項に改め、「命令」の下に「及び同条第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに中核市が設置する同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令」を加え、同条第二項を次のよう改める。

中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者（いすれも都道府県を除く。）」と同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、障害者自立支援法施行令第三十三条第一項中「支給認定障害者等」とあるのは「支給認定障害者等（障害者自立支援法施行令第二号に規定する精神通院医療に係る者を除く。）」と、同令第四十三条の四第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（中核市の市長を除く。）」とする。

第二百七十四条の四十九の十二第三項中「第五項の」を「第四項の」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第二百七十四条の四十九の十九の二を削る。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の項中「第二条の二」の下に「第二条の二の二、第二条の二の三第三項及び第四項、第二条の二の四並びに第二条の二の五」と加える。

附圖

第一条

「自立支援給付対象サービス等」とあるのは、「当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第二項中
「自立支援給付」の規定と同一の規定である。同法第二項中「自立支援給付」の規定は、「自立支援給付(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。)」と、同法第五十四条第一項中「申請」とあるのは、「申請(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものと除外する。)」と、同法第二項中「医療機関」とあるのは、「医療機関(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものと除外する。)」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは、「自立支援医療(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療を除く。)」の実施」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療」とあるのは、「自立支援医療(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療を除く。)」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設(以下この条において「公費負担医療機関」という。)」とあるのは、「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費(以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。)」とあるのは、「及び自立支援医療費(障害者自立支援法施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係るものと除外する。以下この条において同じ。)」と、同法第五十八条第五項(第七十条第二項において準用する場合を含む。)とある。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に行われた障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）附則第三項から第七項までの規定による國の貸付けについては、第四条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令附則第三項から第七項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同令附則第三項中「法附則第八項」とあるのは、「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十九号）附則第一項の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、同令附則第四項中「前項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百十九号）附則第一条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、「法第五十一條第一項」とあるのは、「障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第五十一条第一項」と、同令附則第六項中「前項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、同令附則第七項中「法第五十一条第五項」とあるのは、「障害者自立支援法附則第四十三条の規定によりなおその効力を有することとされた身体障害者福祉法第五十一條第五項」と、「前項」とあるのは、「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第一条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」とす。

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
(身体障害者福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行なわれた障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五十一条第一項の規定による国の貸付けについては、第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行令附則第三項から第七項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同令附則

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の項中「第二条の二」の下に「、第一条の二の二」、第二条の二の三第三項及び第四項、第一条の二の四並びに第二条の二の五」を加える。

